

# 災害・オウム対策調査特別委員会 陳情説明資料

令和3年7月7日

件名	頁
1 元受理番号24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情・・・	2
2 元受理番号25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」 の早急な具体化を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3 受理番号14 放射能汚染から子どもの健康を守るための陳情・・・・・・・・	7

(危機管理部)

件名	元受理番号 24 医療的ケア児や重症心身障害児の災害対策に関する陳情																																																	
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課 福祉部 福祉管理課、障がい福祉推進室 障がい福祉課																																																	
陳情の要旨	医療的ケア児や重症心身障害児などの障がい児家族が災害に備えられるよう、貴区議会に下記のとおり陳情いたします。 1 避難訓練時に医療的ケア児などの在宅の要看護者、要介護者を対象とした訓練も行ってください。 2 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置や災害対策冊子の作成など、一般区民同様に災害対策を行ってください。																																																	
陳情者等	請願文書表のとおり																																																	
内容及び経過	<p><b>1 医療的ケア児とは（厚生労働省ホームページより）</b> 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。 ⇒全国で18,000人以上</p> <p><b>2 重症心身障害児(者)とは</b> 重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児(者)をさし、右図分類の1. 2. 3. 4にあたる方が対象。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>IQ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>17</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">身体機能 走れる 歩ける 歩行障害 すわれる 寝たきり</p> <p style="text-align: right;">（東京都福祉保健局HPより）</p> <p><b>3 医療的ケア児に対する国の指針</b> 平成28年に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を円滑に受けることができるよう、障がい児支援等の充実を図るとともに保健、医療、福祉、教育等各関連分野における支援機関の連絡調整を行うための協議の場の設置が努力義務として規定された。</p> <p><b>4 医療的ケア児に関する東京都の取り組み</b> (1) 重症心身障がい児(者)に対する支援体制の構築は、医療も含め東京都が二次医療圏ごとに整備することが基本となっている。 (2) 平成29年度から医療的ケア児支援関係機関連絡会、平成30年度から医療的ケア児コーディネーター養成研修を行っている。</p>		21	22	23	24	25	IQ		20	13	14	15	16	80		19	12	7	8	9	70		18	11	6	3	4	50		17	10	5	2	1	35							20							0
	21	22	23	24	25	IQ																																												
	20	13	14	15	16	80																																												
	19	12	7	8	9	70																																												
	18	11	6	3	4	50																																												
	17	10	5	2	1	35																																												
						20																																												
						0																																												

## 5 足立区における医療的ケア児の状況

平成30年度に、医療的ケア児支援のための検討会事務局において、庁内関係所管が把握している、18歳未満で医療的ケアを必要とする児童の情報を集約し、82名をリストアップした。

○年齢別人数と医療的ケアの状況（平成31年3月8日現在）

0歳～6歳	46人	経管（経鼻・胃ろう）	43人
7歳～12歳	18人	吸引	32人
13歳～15歳	12人	気管内挿管・気管切開	23人
16歳～18歳	6人	酸素吸入	17人

（医療的ケアの状況は重複あり）

\* 保育園5人、小学校11人、中学校等6人、児童発達支援23人、特別支援学校22人、所属なし13人、入院中2人

## 6 足立区医療的ケア児ネットワーク協議会について

令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置、令和2年度までに計4回開催した。設置目的と協議内容は以下のとおり。

- (1) 医療的ケア児の地域での支援に関し、地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を図る場とする。
- (2) 医療的ケア児コーディネーターが有効に機能するため、配置先や育成方法などの仕組みについて令和3年度までに検討する。
- (3) 保育園・幼稚園や学校における医療的ケア児の受け入れ先が課題であるため、その対応について令和3年度を目途に協議する。

## 7 配慮が必要な方々を対象とした訓練

- (1) 足立区障がい者団体連合会や、足立区手をつなぐ親の会などと足立区総合防災訓練にて要配慮者への対応訓練を実施。
  - ア 第一次避難所での受付・受け入れ訓練
  - イ 第二次（福祉）避難所の開設・運営訓練
  - ウ バスなどを活用した配慮が必要な方々の移送訓練
  - エ 第二次避難所での受け入れ訓練
- (2) 区職員が出向し、障がい者団体や高齢者施設、女性団体など各団体の状況や要望に合わせた防災講演会などを実施。

## 8 医療的ケア児などに配慮した避難所の設置

- (1) 地震発生時、まずは地域住民にて第一次避難所を開設。
- (2) 第一次避難所と第二次（福祉）避難所は同時に開設しない。
  - ⇒同時に開設した場合、第二次避難所に被災者が殺到してしまう恐れあり
  - ⇒発災直後の対応が困難であることが想定されることから順次開設
- (3) 第二次（福祉）避難所を増やすため、障がい者施設や児童福祉施設などとの調整を推進。
- (4) 第一次避難所内での対応として、配慮が必要な世帯に対して、武道場等の畳敷きの部屋を優先的に充てるよう避難所マニュアルを整備。

(5) 水害時は第一次避難所と第二次（福祉）避難所を同時に開設できるよう調整中。

⇒第二次（福祉）避難所も浸水危険性が高いことから、区施設などをあらかじめ水害時に開設する第二次（福祉）避難所として準備

### 9 医療的ケア児などに配慮した災害対策冊子の作成

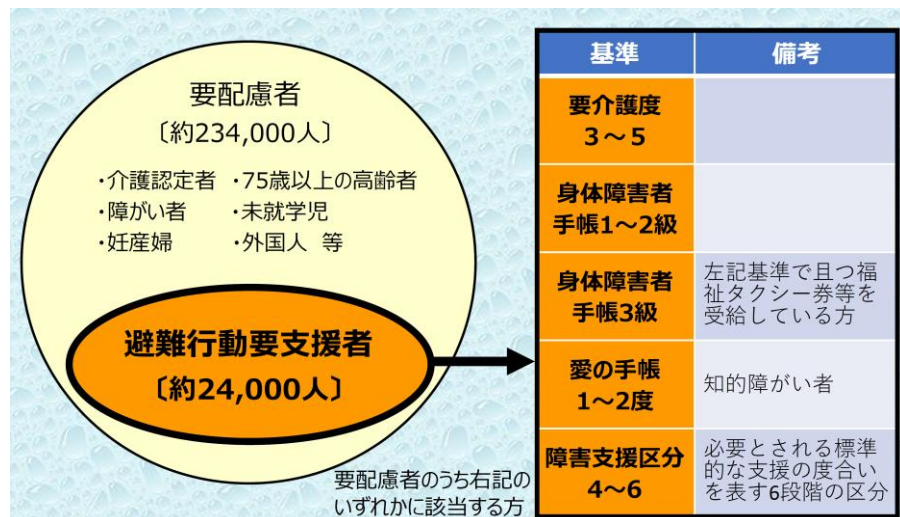
(1) 災害対策課にて「あだち防災マップ&ガイド」を作成。

(2) その中で要配慮者への支援についても掲載。

(3) 東京都発行の「東京防災」「東京暮らし防災」にも配慮が必要な方への支援について記載あり。

### 10 避難行動要支援者に対する個別支援計画書の作成

水害で命を失う方をなくすため、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害時に自分一人では避難できず誰かしらの支援を必要とする方）を対象として、具体的な避難方法や避難支援者等を記載した、個別避難計画書を作成する。



(1) 計画書作成の優先区分の設定  
(令和3年2月26日現在)

優先度

高  
低

区分	類型	介護・障がいの度合い	人数
A	・自宅が浸水 ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がいの度合いが右記に該当	・要介護度4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳1～2度	75人
B	・自宅が浸水 ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいない ・介護、障がいの度合いが右記に該当	・要介護度3 ・身体障害者手帳1～2又は3級 ・障害支援区分4	498人
C	・自宅が浸水 ・自力で歩いて避難先に移動できない ・避難する際に支援者がいる	—	2,495人
D	・自宅が浸水 ・自力で歩いて避難先に移動することができる	—	1,674人
E	・自宅が浸水しない ・自力で歩いて避難先に移動することができる	—	4,171人

浸水リスクが高い地域に  
居住する医療的ケア児  
12人  
計87人

台風が多くなる(8月末までに)  
個別避難計画書を最優先に作成

計8,913人

(2) 最優先で計画書を作成する対象

上記優先区分のうち、以下の87人について、本年台風シーズン（令和3年8月末）までに、区が主体となり個別避難計画書を作成する。

ア 区分Aに該当する75人

イ 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児12人

(3) 事業スケジュール

ア 上記87人について、令和3年6月から順次対象者宅を訪問確認し、令和3年8月末までに計画書を作成する。

イ 87人の計画書作成後、事業の進め方について検証・振り返りを行い、次の優先区分Bでの作成を進めていく。

## 11 正しい避難行動の啓発

(1) 震災時は「一時集合場所 → 避難場所 → 第一次避難所 → 第二次避難所」。

(2) 第一次避難所から第二次避難所には区が移送する。

(3) 自宅に被害が無ければ、避難所に避難する必要なし。

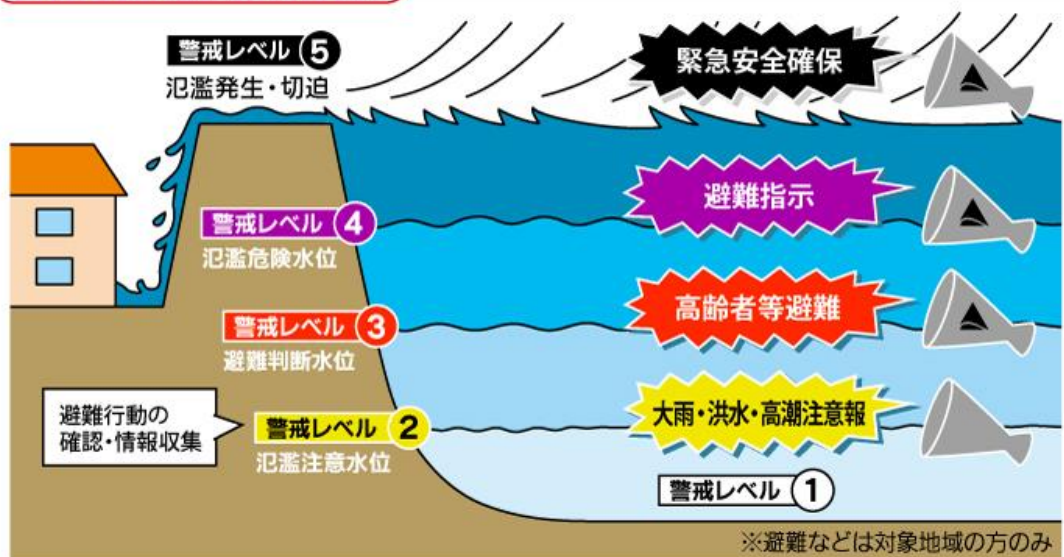
(4) 住み慣れた自宅で継続した生活を送るため各家庭での備えを啓発。

(5) 「震災時の第一次・第二次避難所」「水災時の避難所」の違いを啓発。

(6) 区が発表する避難情報、警戒レベルに応じたとるべき行動の周知。

※ 「警戒レベル3」で高齢者等は避難開始

### 河川の水位と避難行動



## 12 停電時の障がい者等に対する連絡体制

停電発生などの情報を防災センターで受信した際、人口呼吸器の停止等に対応するため、ただちに関係所管に連絡し対応する体制を整備している。

問題点等

件名	元受理番号 25 原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を求める陳情
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課 危機管理部 危機管理課
陳情の要旨	緊急時に足立区がどのように対応されるのか、具体的な指針を策定し提示していただくよう、原子力発電所の被災、事故に対応する「地域防災計画」の早急な具体化を進めてください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 令和3年度「足立区地域防災計画」修正（案）について</b> 地域防災計画における「放射性物質対策」について、現行版（平成29年度版）より、以下の修正を行う。</p> <p><b>2 主な修正内容</b></p> <p>(1) 第3部「災害予防計画」における修正点 区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態に備え、現行の「区の情報伝達体制の整備」「区民への情報提供等体制の整備」に加え、「放射線量の把握体制の整備」を記載する。 「放射線量の把握体制の整備」では、以下のデータを活用することにより、平常時の空間放射線量情報を把握し、緊急時対応の基礎データとすることを明記。 ア 空間放射線量率の定点測定値（区内4箇所） イ モニタリングポスト測定値（都立舎人公園）</p> <p>(2) 第4部「災害応急対策計画」における修正点 災害発生により、放射性物質等の影響が生じた際の対応として、現行の記載に加え、原子力災害対策特別措置法に基づく、国、都と連携のうえ、緊急時の空間放射線量の把握及び区民等への迅速かつ正確な情報提供を行う旨を記載する。 また「保健医療活動」を追記し、以下の内容を記載する。 ア 区民等への健康相談窓口の設置及び外部被ばく線量等の測定 イ 国、都と連携した飲食物の監視 ウ 区立小中学校等における給食・牛乳の放射性物質検査</p> <p><b>3 パブリックコメントの実施</b> 区民等から幅広く意見を伺うため、パブリックコメントを実施した。 実施期間 令和3年5月27日～7月5日（40日間）</p> <p><b>4 足立区防災会議の開催</b> 9月に開催を予定している「足立区防災会議」において、地域防災計画を付議予定。</p>
問題点等	



件名	<b>受理番号 14</b> <b>放射能汚染から子どもの健康を守るための陳情</b>
所管部課名	危機管理部 危機管理課、環境部 生活環境保全課、 学校運営部 学務課、子ども家庭部 子ども施設運営課
陳情の要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育園、小学校、中学校の給食食材の放射能の測定をせめて月に1回は実施してほしい。そしてその結果を公表し、記録として残してほしい。</li> <li>2 放射線量の測定を4か所だけでなく大谷田公園や八十町公園など測定場所を増やして、当面広範囲に10か所以上測り、その結果を公表してほしい。</li> <li>3 子どもが遊ぶ公園などは、放射線量の除染基準を地表5cmにしてほしい。</li> </ol>
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p><b>1 給食の放射性物質検査結果等について</b></p> <p>(1) 足立区における給食の放射性物質検査結果          足立区立保育園及び足立区立小・中学校の給食の放射性物質検査（放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 137、134）については、平成24年1月に実施し、検査結果はいずれも検出下限値（10ベクレル/キログラム）未満であった。</p> <p>(2) 食品衛生法に基づく基準値          平成24年4月から、食品衛生法に基づく放射性セシウムの新基準値が定められ、「飲料水が10ベクレル/キログラム」、「牛乳が50ベクレル/キログラム」、「一般食品が100ベクレル/キログラム」、「乳児用食品が50ベクレル/キログラム」となった。</p> <p>(3) 食品の出荷制限          厚生労働省からの通知により、検査対象の17都県において検査計画が策定され、平成23年3月21日から検査が実施された。現在は、各都道府県においても農産物や水産物の出荷段階における検査体制が確立されている。</p> <p>(4) 都内流通食品の検査          都内で流通している食品の放射性物質検査は、東京都福祉保健局が実施し、検査結果は東京都福祉保健局のホームページで公表している。</p> <p>(5) 東京都学校給食会の検査          東京都学校給食会は、取扱物質の放射性物質検査を定期的に行い、検査結果は東京都学校給食会のホームページで公表している。</p> <p>(6) 給食食材の産地          足立区立保育園・子ども園及び足立区立小・中学校は、食材購入の</p>

際、市場で流通している産地の明らかなものを購入している。また、毎日、各保育園では食材の産地を記録のうえ掲示板で公表し、各小・中学校は掲示板やホームページで公表している。

(7) 園内で栽培する野菜及び果物

足立区立保育園・こども園で野菜等の栽培を行う際は、長期的な雨風等の放射能の低線量被ばくの影響を受けることが心配される地植えは禁止とし、流通している放射性検査基準以下の安全な土を使用したプランター栽培を徹底しており、栽培の都度新しく購入した土に入れ替える等の対策を講じ、実施している。

2 区内の放射能測定地点及び測定結果について

(1) 現在、測定している定点4か所の測定値は、安定して区の指標値を下回っている。

(2) 区内各測定地点の放射線量年度平均値

年度	区立中央公園			東部保健センター			足立清掃事務所			足立清掃事務所曙分室		
	(中央本町一丁目)			(大谷田三丁目)			(東伊興三丁目)			(千住曙町)		
	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm	100cm	50cm	5cm
平成28年度	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07
平成29年度	0.06	0.06	0.08	0.07	0.08	0.09	0.06	0.06	0.07	0.05	0.05	0.05
平成30年度	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	0.06
令和元年度	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07
令和2年度	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06

※ 平成25年より現行の測定地点で実施

※ 東部保健センターでは、平成26年9月29日から平成29年7月17日までは、東部保健総合センター（東和三丁目）で測定

※ 足立清掃事務所曙分室は、平成26年5月12日から平成26年12月5日までは、千住保健総合センター（千住仲町）で測定

(3) 区立中央公園の放射線量の経年変化



※ 高さ100cmの測定値

※ 点線は区指標値

内容及び経過



	<p><b>3 区有施設等の放射線対策について</b></p> <p>地表面から50cmの高さで、指標値0.25マイクロシーベルト毎時以上の値になった場合、または通報を受けた場合、施設管理者が現場で測定し、同様の指標値になった場合、低減対策を実施してきた。また、高さを問わず、1マイクロシーベルト毎時以上の値を測定した地点については、直ちに立ち入り制限などの措置を施設管理者が行い、測定値が1マイクロシーベルト未満になるまで施設管理者が速やかに低減対策を実施する対策を行ってきた。</p>
<p>問題点等</p>	